



視覚障害者の交通安全対策について（平成 22 年 3 月）

現在、視覚に障害のある方は、県内に 7167 人、周南市には 760 人いらっしゃいます。そのうち高齢者が 7 割以上を占めており、糖尿病や網膜色素変性症などで失明された途中失明の方も多くいらっしゃいます。

1) 音響信号機について

視覚に障害のある方に、音で横断歩道を渡るタイミングと方向を知らせるもので、東西が「カッコー」、南北が「ピヨピヨ」と鳴っています

音響信号機の音が流れる時間は、周囲への配慮もあり、現在、通常、午後 8 時、もしくは午後 9 時までとなっていますが、視覚に障害がある方もマッサージなど、さまざまな仕事に従事されており、夜遅く、一人で交差点を渡られることも多々ありますので、一人でも安心して歩けるように、少しでも長い時間、音響信号機を稼働させて欲しいと思います。

1 箇所でも多くの交差点に、設置していただきたいと思いますが、音響信号機の設置について、今後、どのような方針で整備を進めていかれるのか。また、併せて、音響信号機の稼働時間の延長についてのご所見をお伺いいたします。

2) エスコートゾーンについて

横断歩道を渡る時、視覚に障害があれば、向こう側のゴール地点が見えないため、まっすぐに進むことができず、横断歩道から外れてしまうこともあります。そのため、車道の横断歩道上に点字ブロックを敷設したエスコートゾーンが必要です。

エスコートゾーンは、これまで下関市に 4 箇所と、山口市役所前の交差点に 1 箇所と、周南市役所前に 1 箇所、計 6 箇所敷設されています。

視覚に障害のある方々が街の中を安全に歩くことができるためには、エスコートゾーンが 1 箇所でも多く敷設されることを願っています。

エスコートゾーンの敷設について、今後、どのような方針で整備を進めていかれるのかお伺いします。

【多湖警察本部長 答弁】

視覚障害者の方々が安全に安心して社会参加できる交通環境を作っていくことは大変重要なことと認識しています。

1) 音響信号機について

毎年 15 か所程度を整備しており、これまでの整備箇所は 293 か所で、全ての歩行者用信号機設置箇所に対する整備率は 11.7%となっています。

平成 23 年度に全国障害者スポーツ大会が開催されるということも踏まえながら、駅、病院、特別支援学校等の施設の周辺など、設置要望を踏まえ、計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

音響信号機の運用時間の延長について、
現在、一部の地域において、夜 10 時まで延長するなど、できる限り視覚障害者の利用実態に応じた調整を行っているところです。今後とも周辺居住者の静穏な生活にも配慮しながら、適切な運用時間の設定に努めてまいりたいと考えています。

2) エスコートゾーンについて

現在県内 6 か所に設置しています。整備箇所が少ないと考え、本年度内に周南市や下関市内の交差点 17 か所の横断歩道に設置をする予定です。